

【2016 年 8 月 26 日発行】

---

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 127 号 ■

---

▽▼ 労働行政分野の支援や制度に関するアンケートにご協力ください ▲△

厚生労働省では、事業主の皆さまが労働行政分野の支援や制度をどの程度ご存じかをお伺いするオンラインアンケートを実施しています。（実施期間：9 月末まで）

簡単なアンケート（14 問）です。結果は今後の施策検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【アンケートはこちら】

[https://krs.bz/roumu/m/questionnaire\\_mm](https://krs.bz/roumu/m/questionnaire_mm)

---

目次

---

【今号の内容】

- 10 月からの社会保険の適用拡大に関して、年金を受給しながら働いている方の年金の支給停止における緩和措置を設ける予定です
- パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ  
「職務分析・職務評価セミナー（導入編）～パートタイム労働者の納得度を高めやる気を引き出す～」を 9 月から全国 7 都市で開催します
- 「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」を開催しています

---

10 月からの社会保険の適用拡大に関して、年金を受給しながら働いている方の年金の支給停止における緩和措置を設ける予定です

---

10 月 1 日から、厚生年金保険や健康保険の加入対象が拡大され、従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上働くなど一定の要件を満たすパートタイム労働者の方々も対象となります。

現在の公的年金制度では、老齢厚生年金を受給しながら、パートタイム労働者として働いている方が、10 月 1 日以降に社会保険の被保険者となった場合、年

金の一部または全部が支給停止となることがあります（在職支給停止）。

特に、特別支給の老齢厚生年金を受給している 65 歳未満の方のうち、長期加入者（厚生年金被保険者期間が 44 年以上の方）、または障害者（障害等級が 1 級から 3 級に該当する方）の特例措置対象者については、年金の定額部分が全額支給停止となります。

厚生労働省では、この定額部分の全額支給停止による激変を緩和するため、同じ事業所で引き続き働いている方が平成 28 年 10 月 1 日に被保険者になったときなど一定の要件を満たす場合に、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置を行う予定です。

なお、経過措置の具体的な内容については、決まり次第、厚生労働省のホームページなどでお知らせします。また、事業主に必要な事務手続きについては、10 月以降に日本年金機構から今回の適用拡大の対象となる事業所にお送りする文書でお知らせします。

【経過措置に関する詳細はこちら】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000147592>

【社会保険の適用拡大に関する詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「平成 28 年 10 月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！（社会保険の適用拡大）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

---

パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ

「職務分析・職務評価セミナー（導入編）～パートタイム労働者の納得度を高めやる気を引き出す～」を 9 月から全国 7 都市で開催します

---

企業の競争環境が厳しくなる中、企業の成長の鍵となるのが、優秀な人材の獲得・活用です。特に中堅・中小企業にとって、労働市場における優秀な人材の獲得は大きな課題となっており、雇用する人材も多様化する中で、パートタイム労働者の活用が重要となってきています。パートタイム労働者の活用を進め、企業の成長につなげていくためには、パートタイム労働者の納得性を高め、公正な待遇を実現し、能力発揮を促進する仕組みが必要となります。

このセミナーでは、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パー

パートタイム労働者と正社員の間の均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事・賃金制度を見直す上で役立つ「職務評価」の手法を、演習や事例紹介を通して、分かりやすく説明します。

経営層や人事労務ご担当者をはじめ、パートタイム労働者の活用に関心のある多くの皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

#### 【開催日程】

- 【札幌】 9月13日（火）13:00～15:30／TKP 札幌ビジネスセンター
- 【仙台】 9月7日（水）13:00～15:30／TKP 仙台カンファレンスセンター
- 【東京】 9月6日（火）13:00～15:30／TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター
- 【名古屋】 9月12日（月）13:00～15:30／TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋駅前
- 【大阪】 9月13日（火）13:00～15:30／TKP 大阪梅田駅前ビジネスセンター
- 【広島】 9月15日（木）13:00～15:30／TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前
- 【博多】 9月16日（金）13:00～15:30／TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター

#### 【プログラム】

- ・パートタイム労働者を活用する上での課題、職務で評価するという考え方を  
用いることによるメリット
- ・職務分析・職務評価の概要
- ・職務評価をやってみる＜事例紹介と演習＞
- ・均等・均衡待遇が図られているかチェック＜事例紹介と演習＞
- ・職務評価結果の活用事例

#### 【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.part-estimation.jp/>

※このセミナーは、ウェブからのお申込みを原則としています。

なお、ウェブからのお申込みが難しい場合は、E-mail または FAX でも受け付けます。下記のお問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

平成 28 年度厚生労働省委託事業 「職務分析・職務評価普及事業」事務局

担当 柿田・大橋・橋本

TEL 080(3000)7069（受付時間 平日 10:00～17:00 まで）

E-mail [pwcconsulting.part@jp.pwc.com](mailto:pwcconsulting.part@jp.pwc.com)

【参考】

- ・パートタイム労働者の活用や職務分析・職務評価について  
厚生労働省ホームページ「パート労働ポータルサイト」  
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/>

---

「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」  
を開催しています

---

厚生労働省では、「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー～短時間正社員制度導入の意義と導入に向けた留意点～」を8月から9月にかけて全国6会場で開催しています。【事前申込制・参加無料】

（今後の日程：8月29日（福岡）、8月30日（大阪）、9月5日（埼玉））

【開催日程や申込方法など詳細はこちら】

みずほ情報総研株式会社ホームページ「イベント・セミナー」  
<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2016/tanjikan2016/index.html>

【お問い合わせ先】

「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」事務局  
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部（委託先）  
担当 渡辺・新屋・飯村・小曾根・砂川  
住所 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア8F  
電話 03(5281)5276（月～金曜日 10:30～17:30 ※土・日・祝日は除く）  
FAX 03(5281)5443（24時間受付）  
E-mail [part-time@mizuho-ir.co.jp](mailto:part-time@mizuho-ir.co.jp)

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=10>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」

へリンク) <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====